

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

広島県
国土交通省

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、広島県と国土交通省双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を広島県と協議すること

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通りであり、引き続き誠意を持って協議することを確認いたします。

《広島県意見》

広島県としては、少なくとも、第1次勧告で示された権限移譲については全面的にこれを実現すべきと考えている。なお、今回の確認事項は、第1次勧告に基づくものであり、第2次勧告等今後の議論の進展によっては、移管対象の道路・河川が大きく拡大する可能性がある。

記

1. 道 路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
該当なし				
合 計				

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
2	三原市糸崎町	三原市新倉	10	三原バイパスの整備後
2	福山市霞町	福山市瀬戸町	5	福山道路の整備後
2	東広島市八本松町	安芸郡海田町南堀川町	10	東広島バイパス、安芸バイパスの整備後
2	安芸郡海田町日の出町	安芸郡海田町窪町	0.4	広島南道路の整備後
合 計			26	

※合計は四捨五入の関係で合わない場合がある

(2) 移管について引き続き協議するもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
31	安芸郡坂町植田	呉市本通	14	移管の前提条件 や移管時期を含 め、引き続き協 議
31	安芸郡海田町南堀川 町	安芸郡坂町植田	4	
185	呉市本通	竹原市忠海東町	54	
合 計			72	

※合計は四捨五入の関係で合わない場合がある

《広島県意見》

一般国道31号（安芸郡坂町植田～呉市本通 延長14km）と一般国道185号（呉市本通～竹原市忠海東町 延長54km）については、早期の移管が可能と考える。

2. 河 川

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

(2) 移管について引き続き協議するもの

太田川水系 芦田川水系

《広島県意見》

太田川水系及び芦田川水系については、移管が可能と考えている。

なお、これまでの個別協議における中国地方整備局の対応は政府の地方分権改革推進要綱の域を出ていないことから、地方分権改革推進委員会の議論等も踏まえ、今後は、国土交通省において太田川水系及び芦田川水系が移管対象となるよう検討されたい。